

(行政報告)

## 白岡市公共施設再編に関する基本方針の策定について

経営企画部

市では、「白岡市公共施設等総合管理計画」及び「白岡市個別施設計画」を策定して予防保全による維持管理を実施し、施設の寿命を延ばすことで、財政負担の軽減、平準化を図ることを目指してきました。

しかし、少子高齢化の進行による市税等の自主財源の減少などに加え、物価高騰などの新たな社会情勢の変化を受け、財政状況が更に悪化することが見込まれることから、施設に係る費用を抑えるため、公共施設の床面積の総量を減らし施設を再編する必要性が生じています。

このことを踏まえ、市では、「第6次白岡市総合振興計画」及び「白岡市行財政改革方針」の中で公共施設を再編していくことを示し、その取組の中で公共施設再編実行計画（以下「実行計画」という。）を策定することとしたところです。

そのような中、実行計画の策定に当たっては、策定までに相応の時間を要するため、それまでの間の公共施設のマネジメントの在り方を示す必要が生じたことにより、この度、「白岡市公共施設再編に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しましたので、別添のとおり報告します。

市といたしましては、実行計画を策定するまでの間、この基本方針にのっとり、公共施設のマネジメントを行うとともに、公共施設の再編が市民生活に大きな影響があることから、実行計画の策定に際しては、市民の皆様の理解や共感を得られるよう努めていきます。

# 白岡市 公共施設再編に関する基本方針

令和5年11月



# 1 はじめに

市では、高度経済成長期以降の人口増加等を背景に、様々なニーズに対応すべく各種公共施設や道路等のインフラ施設の整備を進めてきました。

しかし、少子高齢化の進行により、市税等の自主財源の減少など、厳しい財政状況が想定される中、整備した公共施設や道路等のインフラ施設の多くが老朽化を迎え、建て替えや大規模改修等にかかる費用が、これからの市の財政運営にとって大きな負担となることが見込まれています。

そのため、市では、平成28年2月に策定した「白岡市公共施設等総合管理計画」(令和2年2月と令和4年3月に一部改訂)及び令和2年2月に策定した「白岡市個別施設計画」に基づき、予防保全による維持管理を実施し、施設の寿命を延ばすことで、財政負担の軽減、平準化を図ることとしてきました。

しかし、扶助費の増加や市の発展に重要となる施策の推進などにより、この計画に基づく長寿命化(修繕、改修等)は、予算配分(投資、積立)により実施できていない状況となっています。

また、令和2年度に作成した財政推計では、近年の予算配分を維持しつつ今後予定している主な大規模事業を実施した場合、近い将来、実質収支が赤字になる結果が出たところです。

そのため、公共施設の床面積の総量を減らし、施設にかかる費用を抑えるべく、施設を再編する必要が生じています。

このことを踏まえ、市では、令和3年度に「第6次白岡市総合振興計画」及び「白岡市行財政改革方針」の中で公共施設を再編していくことを示し、その取組の中で公共施設再編に向けた実行計画を策定することとしたところです。

公共施設の再編に当たっては、令和4年度に総務省が支援する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用し、アドバイザーから提供された公共施設削減目標算出シートに基づき更新可能割合(令和42年)を試算したところ、学校教育施設をこのまま維持すると仮定した場合、学校教育施設以外の施設で約50%しか更新できない結果が出ています。

学校教育施設については、少子化の進行に伴う児童・生徒の減少や学校ごとの偏りの課題等を踏まえ、学校の在り方を検討することとしており、公共施設の再編にも大きく影響するため、学校教育施設を含めた全ての公共施設で再編を検討していく必要があります。

そこで、この度、公共施設再編に向けた実行計画である「白岡市公共施設再編実行計画」の策定に向けて、本計画策定までの公共施設のマネジメントの在り方を示す「白岡市公共施設再編に関する基本方針」を定めるものです。

## 2 基本方針

- (1) 令和42年までに学校教育施設を含めた公共施設全体で、現状の床面積の20%を削減する。
- (2) 将来にわたって市民サービスの提供を継続することの妥当性、必要性等を検討し、施設を更新する際には単独機能のまま更新せず、機能を統合し、施設を複合化、集約化する。
- (3) 計画、設計、建築などにPPPやPFIなどの民間手法を活用し、効率的・効果的な管理運営を行う。

## 3 実行計画を策定するに当たっての基本的考え方

- (1) 白岡市公共施設再編実行計画については、令和9年3月までに策定することを目標とする。
- (2) 白岡市公共施設再編実行計画については、市の上位計画、関連計画などを踏まえて策定する。
- (3) 白岡市公共施設再編実行計画については、学校再編のための計画素案を踏まえて策定する。
- (4) 白岡市公共施設再編実行計画を策定するまでの間、公共施設のマネジメントについては、次のとおり対応するものとする。
  - ア 原則として、施設の新設（更新も含む。）は行わない。
  - イ 原則として、大規模改修・大規模修繕（130万円未満の工事は除く。）は行わない。ただし、行政事務を執行するための事務所であるとともに全市民に対する各種サービスの提供拠点、災害発生時における災害対応の推進拠点としての役割を担っている以下の施設については除くものとする。
    - ㉞ 市役所庁舎
    - ㉟ 保健福祉総合センター〔はびすしらおか〕
    - ㊱ 生涯学習センター〔こもれびの森〕
  - ウ 既存施設において改修等が必要になった場合、大規模改修・大規模修繕に該当するか否かは、その都度、市長が決定する。
- (5) 白岡市公共施設等総合管理計画及び白岡市個別施設計画については、白岡市公共施設再編実行計画の策定に併せ、見直しを実施する。